

答 申 第 4 6 号
(諮 問 第 4 5 号)

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 8 年 1 月 1 5 日付け鎌文人第 1 8 0 6 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

平成27年12月18日付けで異議申立人が行政文書公開請求した「鎌倉市文学館指定管理者審査基準最終採点表中のA～E委員名が判るもの」について、実施機関鎌倉市長が平成27年12月25日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年12月18日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市文学館指定管理者審査基準最終採点表中のA～E委員名が判るもの」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成27年12月25日付け鎌倉市指令文人第6号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分に対し、平成27年12月28日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人から平成28年2月12日付けで提出された意見書、同年6月28日付けで提出された補充意見書及び同年7月11日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、異議申立ての理由は、大要次のとおりである。

ア 本件行政文書一部公開決定通知書の条例第6条第3号非公開理由では、「(前略) 今後、当選定委員会で同様の選考が行われる際、そういった批判等に対応する負担を回避したいという

心理が選定委員に生じた場合、率直な意見交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とします。」とするが、その理由は条例を列挙するだけの実施機関独自見解であり、条例第6条第3号の「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性に言及しないことは、理由付記として不当である。さらに、条例第6条第4号でも縷々述べ「(前略)以上のことから当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非公開とします。」とするが、ここでも、法的保護に値する蓋然性に言及しないことは、理由付記として不当である。

イ 公正・中立な採点がなされているのならば、採点表の選定委員名を公開しても問題がないといえる。さらに、委員は報酬を得て採点しているのであるから、事務処理の透明性及び結果の公平性について説明責任を果たすという観点から、本件処分は、異議申立人や市民の行政文書公開請求という趣旨を失わせるもので不当であり、実施機関は条例第1条の目的を理解せず、許されるものではない。

ウ 鎌倉市文学館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、地方公務員法第3条第3項2号で公務員に該当するところ、条例第6条第1号ウ「当該個人が公務員等(省略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するので、実施機関は採点表の委員名を開示すべきである。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年2月5日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書、同年3月8日付け行政文書一部公開決定理由追加説明書及び同年6月13日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 公の施設の指定管理者選定委員会は、「鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例」（平成24年2月24日条例第22号）において、「公の施設の指定管理者の適正かつ公平な選定について調査審議するため」（第1条）に設置されている。

鎌倉文学館の指定管理者選定においても、適正かつ公平な指定管理者の選定を行うため、選定委員会を設置し調査審議を行った。選定委員会は、鎌倉文学館の特徴を理解し適切な運営のできる指定管理者を選定するため、市職員では対応できない各分野の専門知識を有した外部委員で構成されている。選定委員会では外部からの圧力等がかかることなく、選定委員一人ひとりが独立した立場で自己の見識や信念に基づき、率直な意見を述べることで条件を確保することが必要である。

(2) 採点表は委員一人ひとりが独立した立場で採点したものであり、選定結果に直接結びつくものである。採点表の選定委員名を公にすることは、選定に際して個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、第三者が選定結果に関する不服や批判等を個別の委員に向けるおそれがある。このことに対する懸念が、選定委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を回避したいという心理的圧迫感を感じさせ、自らの見識や信念に従った評価を中立的に行う条件が損なわれ、今後、選定委員会で同様の選定を実施しようとする場合に適正かつ公平な指定管理者選定がなされないおそれがあるため、採点表の選定委員名は、条例第6条第3号に該当する。

(3) 鎌倉文学館は、「鎌倉市文学館条例」(昭和60年7月1日条例第2号)によって、「鎌倉にゆかりのある文学者に係る著書、原稿、愛用品等(以下「文学館資料」という。)を収集し、整理保存し、及び展示して市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資する」(第1条)ことを目的に設置された施設である。

鎌倉文学館の指定管理者選定の際は、その定めによる文学館資料の収集、保管、展示及び利用、調査及び研究等の質が保たれるかを判断するため、選定委員会のいずれかの委員に重ねて次期指定管理者選定時に委員の就任依頼を行う必要がある。したがって、採点表の選定委員名を公にし、個別の評価が明らかとなった場合、各委員への第三者からの圧力や事業者からの働きかけ等が生じるおそれがある。そのような心理的負担を回避するため委員就任を避ける者が出た場合、適任の人材を配置することが困難となり、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、採点表の選定委員名は、条例第6条第4号に該当する。

以上により、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び適正かつ公平な指定管理者選定事務の遂行に支障が生じるおそれについて、法的保護に値する蓋然性が高いといえることから、条例第6条第3号及び同条第4号該当により非公開とした処分は妥当である。

- (4) その他、異議申立人は、理由付記が不当である旨を主張するが非公開該当条文や非公開理由を記載しており、異議申立人の主張には理由がない。よって、棄却されるべきである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、鎌倉文学館の指定管理者選定に際して、実施機関が作成した「鎌倉文学館指定管理者審査基準、最終採点」である。本件対象文書は、選定委員名及び5名の選定委員が採点した評価項目ごとの評価点並びに合計点が記載されている。

そこで、本件対象文書について、選定委員名を条例第6条第3号及び同条第4号に該当するとして非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

イ 一般的に、いわゆるプロポーザル方式による業者選定は、競争入札方式のように価格の点だけで業者選定を行うのではなく、客観的な数値で示されていない応募者の提案内容や業務遂行能力等を評価する必要がある。その評価にあたっては、各選定委員が各々の知識や見識に従い公正、中立な立場で行わなければならない。

本件における指定管理者の選定においても、46の視点から評価を行い、その評価の合計によって選定を行っているが、こうした選定方式の前提として、各選定委員が、評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づき自立的な評価を行うことのできる条件を確保する必要がある。

採点表の選定委員名を公開すると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた業者やその関係者といった利害関係人が、選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした個別の選定委員に向ける可能性を否定することはできない。このことに対する懸念が、選定委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、それにより、自由かつ率直な意見交換が阻害されるおそれがある。

したがって、公正で適正な意思決定に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、選定委員名を条例第6条第3号該当により非公開とした処分は妥当であると判断する。

なお、実施機関は、選定委員名は条例第6条第4号にも該当するとして非公開としているが、選定委員名の公開の可否に係る当審査会の判断は上記のとおりであるから、同条第4号該当性について判断するまでもなく、非公開が妥当である。

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 7 / 1 2 / 1 8	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 5	行政文書一部公開決定通知書送付
1 2 / 2 8	異議申立書が提出される (担当課:文化人権推進課)
2 8 / 1 / 1 5	審査会に対し諮問
1 / 1 9	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
2 / 5	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
2 / 9	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
2 / 1 2	異議申立人から意見書を受理
2 / 1 2	実施機関に意見書(写)送付
3 / 8	行政文書一部公開決定理由追加説明書を受理
3 / 9	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由追加説明書の写しを送付
6 / 1 3	第78回審査会で審議 (実施機関からの口頭による決定理由説明)
6 / 2 8	異議申立人から補充意見書を受理
7 / 1 1	第79回審査会で審議 (異議申立人からの口頭による意見陳述)
9 / 1 2	第80回審査会で審議
9 / 1 2	答申(答申第46号)